

(別紙1)

京都市敬老乗車証制度に関する  
周知啓発等業務委託  
プロポーザル仕様書

京都市保健福祉局

健康長寿のまち・京都推進室

健康長寿企画課

## 1 委託業務名

京都市敬老乗車証制度に関する周知啓発等業務委託

## 2 業務の目的

本市では、高齢者の社会参加支援を目的とした福祉施策として、敬老乗車証制度（以下「制度」という。）を実施しており、令和4年10月及び令和5年10月には、制度を持続可能なものとしながら、利便性向上につながるための見直しを実施している。

また令和6年10月から12月には、制度見直し後の利用状況等を確認するとともに、今後もより良い制度としていくため、市民アンケート調査等を実施している。

本業務は、上述の状況を踏まえたうえで、制度の更なる交付率向上を図るため、市民への周知啓発等を行うことを目的とする。

なお、制度の概要等については、以下のホームページを参照すること。

### (1) 制度の概要について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000232683.html>

### (2) 令和4年10月及び令和5年10月に実施した制度見直しについて

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000290133.html>

### (3) 令和6年10月から12月に実施した市民アンケート調査等について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000337703.html>

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

## 4 委託業務内容

### (1) 効果的な情報発信

制度について、様々な広報媒体の活用や、出張による申請サポート等により、効果的に広報すること。なお、広報するにあたり、訴求コンテンツを作成した場合、提供したコンテンツの運営・管理も併せて行うこととする。

※単なる制度の認知度向上に限らず、手続きの負担軽減等、交付率向上に資する提案を行うこと。

### (2) 受託者からの独自提案

受託者は、上記の委託内容以外に本業務の主旨・目的に適う効果的な企画を提案し、他の手法と比較した優位性や経費を含めて提示すること。

※交付率向上に資する企画であれば、周知啓発に限らず、企画形態は問わない。

## 5 成果品の提出等

成果品は以下のとおりとする。作成に当たっては、その数量および編集方法や提出媒体に関して、事前に本市と協議を行うこととし、提出する電子データについては、ウイルス

対策を行うこと。

(1) 活動報告書

本業務の活動実績について、案件ごとに、活動日、広報先、広報効果等を報告すること。また掲載された記事・映像等をクリッピングし、原則データにより随時提出すること。

※当該クリッピングに係る費用は、受託者において負担すること。

(2) 本市との協議議事録

(3) その他本業務で取得又は作成した資料一式

## 6 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、本市の意図及び目的を十分に理解したうえ、本市の求める期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- (2) 本業務の遂行に当たり、必要の都度、本市と協議を行い、本市の指示により業務を進め、各業務の結果については、速やかに報告を行うこと。また、必要な情報を自主的に収集、報告するとともに、本市に対して有益な提案を積極的に行うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果品の著作権、著作権等の一切の権利は、全て本市に帰属する。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (5) 受託者は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らし、又はその他の目的に転用してはならない。
- (6) 受託者は、本市の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項、又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受託者と本市とで協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は、本市の定めるものとする。